

文書のデジタル化が及ぼす内部統制への影響と監査上の対応

2021年1月29日

ひびき監査法人

公認会計士 船城 公教

2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、多くの組織においてテレワークが半ば強制的に導入されました。これに伴い従来の「書面・対面・押印」を前提とした業務のあり方が見直されていて、各種業務文書のデジタル化がいたるところで検討されています。そこで、文書のデジタル化が及ぼす内部統制への影響と現時点での監査上の対応・今後の展望について整理します。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りします。

現状の監査基準上の取り扱い

デジタル化された文書の監査証拠の証明力に関して、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書 500「監査証拠」では、原本によって提供された監査証拠は、デジタル化その他の方法で電子媒体に変換された文書によって提供された監査証拠よりも、証明力が強いとした上で、原本以外の文書の信頼性は、その作成と管理に関する内部統制に依存するとされています。一方で、IT 委員会研究報告第 50 号「スキャナ保存制度への対応と監査上の留意点」では、「タイムスタンプを付しているイメージ文書については、タイムスタンプには電子署名の技術が利用されていて、タイムスタンプを付した後の改竄の有無が判別できるため、一般的なイメージ文書にはない証明力が認められることにも留意する」とされています。

このように、紙の原本はデジタル化された文書よりも証明力は強いとしつつも、タイムスタンプが付されたデジタル文書については、一定の証明力が認められることが示唆されています。デジタル文書が増加している昨今において、監査証拠として利用する情報の信頼性をいかに担保するかが課題となっています。キーワードは「電子署名」と「タイムスタンプ」です。

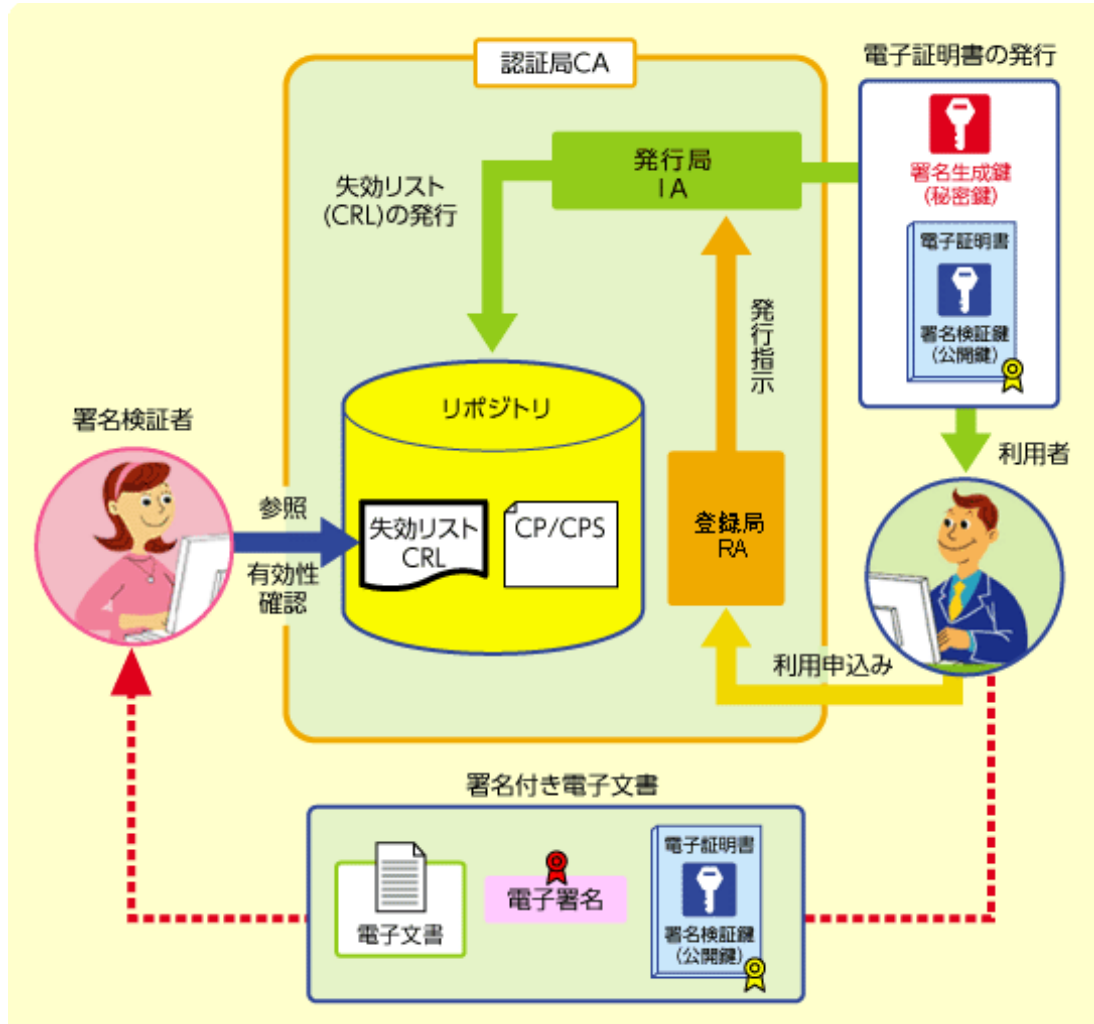
電子署名と電子署名の技術を応用したタイムスタンプ

1. 電子署名

作成されたデジタル文書が誰によって作成されたか、また、なりすましや改竄が無いかを担保するための技術として「電子署名及び認証業務に関する法律」（以下、「電子署名法」とします）に基づく電子署名が利用されています。同法第 2 条第 1 項では、電子署名は「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」であり、かつ、「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるもの」と定義されています。同法において具体的な技術まで言及されていませんが、一般的には公開鍵暗号技術が用いられています。

公開鍵暗号は、署名者（本人）のみが保有する秘密鍵と他人に公開することができる公開鍵が一对で生成され、一方の鍵で暗号化された電子データはもう一方の鍵でのみ復号（暗号解読）で

きるという特徴があります。この技術を用いたインフラとして PKI (Public Key Infrastructure) があり、署名者の本人性を担保するために、認証局という組織より公開鍵証明書を発行してもらい、署名検証者は認証局のレポジトリを参照することでその有効性を確認します。



出典：一般財団法人日本情報経済社会協議会ホームページ (<https://esac.jipdec.or.jp/why-e-signature/public-key-infrastructure.html>)

2. タイムスタンプ

電子署名は、デジタル文書を「誰が」作成したか担保しますが、「いつ」作成したかまでは担保していません。そこで公開鍵技術に基づく PKI 方式を応用したタイムスタンプを付すことで担保します。タイムスタンプは、電子署名を行う際に同時に実行され、電子署名による本人証明を行った時刻を確定させることで、文書が「いつ」「誰によって」作成されたものを外部機関が客観的に証明します。

現在タイムスタンプは一般財団法人日本データ通信協会が認定した事業者によって付されていますが、その信頼性をより向上させるために 2020 年 3 月に総務省は「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」を設置し、今後、国による認定制度が導入される方向性となっています。

各種業務文書のデジタル化

1. 取締役会議事録

取締役会議事録は署名又は電磁的記録（デジタル文書）で作成可能となっていて、電磁的記録で作成する場合は署名又は記名押印に代わる措置として、電子署名によることとされています（会社法施行規則第 225 条第 1 項第 6 号）。電子署名の要件は、同条第 2 項にて、「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」であり、かつ、「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるもの」とされており、電子署名法第 2 条第 1 項と同様の規定です。すなわち出席取締役本人による電子署名が求められます。

当該デジタル化された取締役会議事録は、会社法施行規則第 232 条 13 号により取締役会の日から 10 年間保存義務があるので、タイムスタンプを付すことも求められると考えられます。

2. 見積書、注文書、契約書、納品書、請求書等

得意先や仕入先と電子契約システム等を用いて電子データで取引を行う場合は、本人性を証明し、なりすましや改竄を防止するため、電子署名法に基づく電子署名を付すこととなります。

また、電子取引データのデジタル化のルールについては、法人税法や所得税法等の国税関係帳簿書類の保存方法について定めた「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」に規定されています。同法第 10 条により各種電子取引データを保存する義務があり、同法施行規則第 8 条第 1 項により当該電子取引データに認定事業者のタイムスタンプを付すか、データを改竄できないようにする規定の整備・運用が求められます。

3. 稟議書、各種申請書

稟議書はあくまで社内文書であるため、取締役会議事録や電子取引データのように電子署名及びタイムスタンプを求められていません。しかし、稟議書が職務分掌に基づく一定の権限者の承認による統制行為である以上、内部統制上は「誰が」「いつ」承認したか保証するために電子署名及びタイムスタンプを付すのが望ましいと考えられます。デジタル化の方法として電子ワークフローの導入が挙げられます。電子ワークフローは電子署名・タイムスタンプが組み込まれていることが多いため証明力は担保されているといえます。

立会人型の電子署名

ところで、署名者本人が保有する秘密鍵を用いて電子署名を行う「従来型」の電子署名については、署名者が自ら秘密鍵が格納された IC カード等を管理しなければなりません。取締役や契約当事者がそれぞれ認証機関に電子署名を登録し、IC カードを管理するといった環境を整える必要があったため、当事者が多い組織の場合、実効性が欠けていました。そこでクラウド業者のような第三者が保有する秘密鍵を用いて、利用者の指示に基づいてクラウド上で電子署名を行う「立会人型」の電子署名が主流になりつつあります。しかし、立会人型の電子署名は電子署名法の要件をそもそも満たすのか、利用者の指示によるとはいえクラウド業者が行う電子署名は契約の本人性を担保できるのか解釈が不明瞭でした。

これに対し、2020 年 7 月に総務省・法務省及び経済産業省の連名による「利用者の指示に基

づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A」により、クラウド事業者による電子署名は電子署名法第 2 条の電子署名に該当するとの解釈が示されました。さらに 2020 年 9 月にも同じく 3 省連名による「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A (電子署名法第 3 条関係)」により、クラウド事業者による電子署名は、一定の要件を満たす場合は、同条の「本人による電子署名」に該当するとされました。この解釈により、立会人型の電子署名を用いた取締役会議事録や電子契約の電子署名の普及が一層進むと考えられます。

立会型の電子署名導入の検討にあたっては、業者によってサービスレベルはまちまちであり、電子署名法の要件を満たさない場合もあるため、適切なサービスを慎重に選択する必要があります。また、当該サービスを利用する取引に関する規定を整備し適切に運用することが必要です。また、内部統制上は、外部のクラウド環境の内部統制の状況に影響を受けるため、クラウド事業者より受託業務に係る内部統制の保証報告書(86号報告書)を入手し、その運用状況について評価することが考えられます。

国際監査基準の改訂

ここまで現状の監査の基準の枠組みを前提に記載しましたが、ビジネスの複雑性の増加・テクノロジーの進歩等により監査証拠の対象となる情報の性質は日々変化していて、現在、国際監査・保証審議会 (IAASB) では、国際監査基準 (ISA) 500「監査証拠」の改訂作業に着手しています。改訂の方向性は下記の通りです。

- ① 情報の性質や情報源について等、監査人が用いる情報の変化に対応する
- ② テクノロジーの進化を反映させて、原則に基づいた基準の現代化や支援をする
- ③ 監査証拠として用いる情報について判断し、十分に適用可能な監査証拠が入手できたかを評価する際の職業的懐疑心の維持を促進する

スケジュールは、2021 年 12 月に公開草案公表、2022 年 6 月から 2023 年 2 月にかけて関係各所からコメント募集、2023 年 3 月に改訂作業終了見込みです。

国際監査基準の改訂は我が国の監査基準にも強い影響を及ぼします。当法人としても、国際監査基準の改訂、日本公認会計士協会の対応等、関係当局の動向に注目し適宜アップデートしていきます。

以 上